

(別紙1) 国土交通省地方整備局等が所有する作業船

国土交通省では、我が国の港湾整備事業及び海洋環境整備事業の着実な遂行のために必要となる作業船を、地方整備局等が所有しており、「大型浚渫兼油回収船」、「海洋環境整備船」、「港湾業務艇」に大別される。

【大型浚渫兼油回収船】

- 海底の土砂を浚って取り除く浚渫機能と海洋に流出した油の回収機能を備えた作業船。
- 現在「清龍丸(名古屋港)」「海翔丸(北九州港)」「白山(新潟港)」の3隻を配備。
- 通常時は、配備各港にて航路・泊地の浚渫作業に従事しているが、大量油流出事故の発生時は、海上保安庁からの出動要請※1に基づき、出動後概ね48時間以内で本邦周辺海域の現場へ到着し、迅速かつ確実な油回収作業を実施できる体制を整えている。

※1. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2



大型浚渫兼油回収船「海翔丸」

【海洋環境整備船】

- 船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域(港湾区域、漁港区域を除く)において、海面に漂流する流木等のごみや船舶等から流出した油の回収を行う作業船。
- 現在、これらの海域に12隻を配備。



海洋環境整備船「みずき」

【港湾業務艇】

- 港湾整備事業に伴って国土交通省が実施する港湾工事の監督や検査、海域の調査、測量、開発保全航路※2の管理等に従事する作業船。
- 災害発生時には港湾施設の点検や緊急物資の輸送支援活動等にも利用されている。
- 現在、全国に57隻を配備。

※2. 港湾法第2条第8項の規定に基づき、港湾管理者が管理する港湾区域及び河川法に規定する河川区域以外の水域における船舶の交通を確保するため、国が自ら開発及び保全に関する工事を必要とする航路



港湾業務艇「べいさいいち」